

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第16回）議事概要

1 日時 平成23年11月10日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

今村貴宏（家），岩谷直子（家），浦野真美子（地），長 秀之（地家），
菊地 幹（地家），佐藤 俊（地），沢森順子（家），関 正男（地家），
高橋麻規子（家），武田瑞佳（家），竹中司郎（地家），田渕大輔（地家），
林 博美（地），三浦祐一（地家），横山慶一（地）

(2) 説明者

地裁事務局長，家裁事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官

4 議事

(1) 開会

(2) 長所長あいさつ

(3) 委員の異動関係説明

(4) 新委員の紹介（敬称略）

田渕大輔，今村貴宏，岩谷直子，浦野真美子，武田瑞佳

(5) 委員長選任

地方裁判所委員会規則第6条1項及び家庭裁判所委員会規則第6条1項に定める委員の互選により，長委員が委員長に選任された。

(6) 委員長代理指名（地方裁判所委員会規則第6条3項，家庭裁判所委員会規則第6条3項）

委員長は，地方裁判所委員会の委員長代理として浦野真美子委員を，家庭裁判所委員会の委員長代理として武田瑞佳委員をそれぞれ指名した。

(7) 協議テーマ

裁判所と震災対応

(8) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

- ◎ 裁判所各部署から協議テーマに関する説明
- 地裁事務局，民事部，刑事部，家裁事務局から東日本大震災による管内の裁判所の被災状況，震災後の業務継続の状況等について説明
- ◎ これまでの裁判所側の説明に対し御意見や御感想をいただきたい。
- 青森地家裁本庁は，平成5年に建築されたものとのことだが，耐震診断は受けているのか。
- 震度6程度の地震には対応している。
- 今回の大震災からすれば，震度6程度に対応するだけでは足りないのではないか。本庁以外の支部，独立簡裁の建物の耐震性について十分配慮されたい。
- ◎ 貴重な御意見として承っておく。
- 裁判所では，開廷中に大地震が発生した場合の対応基準はあるのか。
- ◎ 開廷中については，訴訟指揮にかかる問題ではあるが，大地震が発生した場合には，休廷するなり閉廷するなりして，直ちに当事者，職員等の身の安全を確保することになる。

また，裁判所全体としては，速やかに情報収集し，被害状況に応じて庁舎からの退避を検討し，庁舎内の状況によっては庁舎外への退避を指示することになる。

昨日（11月9日（水））実施した防災訓練でも，一定程度の被害が発生したことを想定して庁舎北側駐車場に退避しており，更に被害が大きい場合等は県の防災マップで避難場所となっている青い森公園に退避することも検討することになる。

裁判所としては，震災直後に震度を把握することが難しいこともあり，震

度により対応することは難しい。常日頃から安全確保をどうするか意識することが大切で、その場で臨機応変に対応するべきだと考えている。また、一定程度以上の地震が起きれば、事務方において積極的に情報収集に努め、裁判部はその情報に基づき対応することになる。

○ 開廷中に大地震が発生した場合には当事者等の安全確保が第一である。安全が確保された後に情報収集して個々の事件の処置等を検討することになる。

◎ 委員の所属されている組織、団体ごとに災害発生時の対応について検討されているものと思われるが、これを一般化して御意見をいただきたい。

○ テレビ局では、緊急地震速報を放送しているので、緊急地震速報を得たならば即時に地震に備えてほしいと考えている。

今回地震発生直後に停電したが、放送局の八戸支所には自家発電機がなかった。今後自家発電機の設置を予定している。

裁判所では震災発生後に住民等が避難してくることへの対応は想定しているのか。

◎ 受入れを含め対応することになる。

○ 放送局では住民等が避難してくることも想定しているが、人数が多い場合の対応を更に検討する必要があると考えている。

◎ 情報収集について御意見を伺いたい。災害発生時の情報収集に速報性という点でテレビが有効であるということだが、新聞についても記録という点で有効なメディアと思われる。今回の震災では、八戸の浸水区域について地図に明示した記事が掲載されるなど地域の状況についての客観的な資料として貴重なものであった。紙面作りにおける留意点など紹介されたい。

○ 東日本大震災の報道では特別な紙面構成とし、震災後の対応を長期間にわたりページを増やし、できるだけ多くの被災地の情報を載せた。

記者の態勢についても、本社と他の支社から応援を出している。

紙面上の工夫としては、地図などのグラフィックを普段の紙面より大きく、理解しやすい紙面となるよう気を配った。

震災復興が長引き、福島で作られていた部品が入らず、設備に問題がない青森市内の工場を動かさないというような影響が発生しており、これについては掘り下げた記事内容としている。

- ◎ 震災後の所属されている組織、団体内部の情報収集について御意見をいただきたい。
- 停電のため電話連絡が取れず、安否確認や対応に苦慮していたが、宿舎に設置されていたアナログ回線の黒電話が使えたという事例があった。
- 当社でもファクシミリ回線がアナログ回線だったため、停電時でも電話機が使えた。
- ◎ 休日等に震災が発生したような場合には更に安否確認が困難になるものと思われるが、その場合の対応について検討されていれば発言願いたい。
- 今回の震災後メールを使用するシステムを導入した。災害が発生した場合には、家族の安否をメールで連絡する取決めを行っている。
- ◎ 震災時には関係機関との連携が重要であると思われるが、検察庁における他の機関との連携について御説明願いたい。
- 今回の震災における検察庁の職員の安否確認では、一部の職員が新幹線で移動中にトンネルの中で地震が発生し、携帯電話が一切使えない状態となったが、新幹線に備え付けられていた電話により連絡を取ることができた事例がある。

対外的な連絡という点では、身柄拘束中の被疑者等に関して、拘置所や警察署の留置担当に安否確認や施設の損壊の有無の照会を行った。さらに移管の必要性の有無を確認した。

- ◎ 裁判所との連絡等について御意見があれば伺いたい。
- 停電で電話が使えず裁判所に連絡できない状態となり、公衆電話を使っ

たと聞いている。なお、弁護士事務所の電話のバッテリーは1時間程度であり、外部から連絡があったとしても電話機は使えなかった。

- 停電時には電話による連絡は難しい。3月11日当日に予定されていた裁判員裁判事件の判決宣告は、震災により開廷しないだろうと考えていたが、開廷することになった。事務所が裁判所の向かいにあったことから対応することができた。

地方だと裁判所と弁護士事務所が近いので、直接裁判所に出向いて状況を確認できる。今回の震災では裁判所では自家発電により電気が使えるということがわかり安心した弁護士もいた。

- ◎ 裁判所の業務が行われていることを外部に示す手段は特に決まっていない。

一部の被災地の裁判所では期日を取り消し、報道機関にお願いして当事者等にお知らせしたと聞いているが、報道機関にお願いするときの窓口や注意点などをお教え願いたい。

- 新聞社では自家発電機により新聞は発行可能であり、今回の震災でも翌日の3月12日には新聞を発行した。また、新聞社の間には協力態勢があり、新聞が出せない状態にはならないと思われる。

裁判所の業務の重要性を考えると依頼があれば優先して載せることになるが、掲載依頼にあたっては、官公庁の原稿だけでは内容が伝わらない場合もあるため、必ず担当者の連絡先を明記し、新聞社との間で打合せが可能となる状態にされたい。

- テレビではデータ放送により生活情報も提供しており、携帯電話でもデータを入手することが可能である。

- 岩手や福島の避難所では、初日、2日目はラジオによって情報を得ていたということであり、ラジオ放送も重要と思われる。

- ◎ 今回のような震災があったような場合に、国民が司法に期待しているも

のとしてはどのようなものがあるか御意見をいただきたい。

□ 阪神大震災では、借地借家に関する紛争が増えた。戦災後の罹災都市借地借家臨時処理法について、政令で適用しているが、これに関する事件があったと聞いている。

○ 震災後の裁判所の運営においては、被災者や状況に応じて、不利益を被らせることのないような、多角的、多面的な視点で、柔軟な扱いとしたとのことであり、これは非常に良いことである。

紛争解決機関としての裁判所の使命はより重要になっている。

裁判員裁判について、裁判員候補者への呼出しの際の被災者への配慮については心温まるものがある。震災での対応では、迅速化という面だけでなく、被災者の状況を勘案するなどの扱いも大事であり、検察庁、弁護士とも連携して、国民が安心して裁判員裁判に参加できるように運営されたい。

突き詰めれば命が大事か仕事的大事かということであり、想定外の震災にどのように対応すべきか、今後も考えていく必要があると思われる。

○ 相続放棄の申述期間の11月30日までの延長という説明だが、更に1年程度延長してしかるべきものとする。

◎ 相続放棄の申述期間の延長に関しては、運用面では、個々の裁判官が申立人の実情等を十分把握した上で処理している。

○ 震災に関連して、相続放棄の申述の他にも、破産事件における義援金や支援金の扱いをどう考えるかという問題がある。

◎ 次回委員会の協議事項について御意見をうかがいたい。

○ 家庭裁判所を取り巻く現状について説明したい。

○ 次回の地家裁委員会で他庁の震災関連の情報も可能であればお知らせいただきたい。

(9) 次回開催期日

平成24年6月28日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(10) 閉会